

# 令和6年度人権啓発ビデオ制作販売委託仕様書

## 1 制作意図

兵庫県では、人権文化が定着した社会の実現をめざして「人権文化をすすめる県民運動」を推進している。人権文化が定着した社会とは、だれもが日常生活の中で、お互いの人権を尊重するということを、自然に感じたり考えたり、行動したりすることが定着している社会のことである。このような社会を実現するためには、県民一人ひとりが、改めて自らの在り方や生活習慣、社会的慣習などについて見直すとともに、人と人とのつながりづくりや支え合いを積極的に進めていくことが大切である。

このため、研修会等で映像を用いて人々の感性に訴えかけることにより、鋭い人権感覚や豊かな人権意識を身につけるとともに、日常生活の中でだれもが人権を尊重することを当然のこととして行動に結びつけられるようになることを目的として人権啓発ビデオを制作する。

## 2 制作内容

### (1) テーマ

「社会におけるこどもの人権～こどもが安心して暮らせる社会の実現をめざして～」

### (2) テーマ選定理由

ア 阪神・淡路大震災から29年、コロナ禍の3年間、本年1月の能登半島地震により、日々の生活において、いつ被災者になってもおかしくないこと、「いのちと人権」をあらためて認識することになった日常で、様々な人々と出会い、支えられ、心を通わせ、誰一人として取り残さない社会を目標に生活の中で、お互いの人権を尊重するということを、自然に感じたり考えたり、行動したりすることが定着した社会の醸成をめざす。

イ 令和5年4月施行の「こども基本法」を踏まえ、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。」「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること」その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざす。

ウ 令和5年11月こども家庭庁支援局福祉課「社会的養育の推進にむけて」2. 社会的養護の現状として、保護者のいないこども、被虐待児など家庭環境上養護を必要とするこどもなどに対し、公的な責任として、社会的に養護を行っている。対象のこどもは、約42,000人。虐待においては令和3年度、心理的虐待(124,724件)の割合が最も多く、次いで身体的虐待(49,421件)の割合が多い。また、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、令和2年度には約18倍を超え、3年度には207,660件となり、深刻な人権問題になっている。

エ 児童養護施設児(在籍児・退所児)の進学、就職の状況について高校等・大学等

への進学率は前年度より伸びているものの、大学等への進学率については、全高卒者と比較し低い状況である。施設退所後等において、進学・就職や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できないといった背景から、様々な困難に直面している場合が多い。こどもの貧困対策も踏まえ、自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題である認識の下、国、地方公共団体、民間企業、団体等の連携・協働により社会の理解を促進する。

オ こどもの最善の利益のために児童福祉法第1条「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」

児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」と定められている。

カ 「こどもの人権」「いのちと人権（震災）」「ヤングケアラー」に関する内容は、兵庫県人権啓発ビデオにおいて平成22年「クリームパン」、平成24年「ほんとの空」、平成30年「君が、いるから」、令和3年「夕焼け」で触れられているが、親と暮らせず、施設やファミリーホーム、里親家庭など「社会的養護」のもとにいるこどもを中心的なテーマとして取り上げるとともに阪神・淡路大震災被災者（当時のこども）のその後を扱った県作品はない。

### (3) テーマの展開

テーマは「社会におけるこどもの人権～こどもが安心して暮らせる社会の実現をめざして～」である。現代の日本社会において、様々な理由で保護者と暮らせないこどもたちの存在。家庭、学校、その他地域のなかで居場所が見い出せずに孤立し、適切なサポートが得られていない問題的状况や貧困や虐待といった家庭の問題が、家庭の外で人とつながることを困難にし、解決すべき問題の発見を遅らせるばかりか、自尊感情などをも蝕み、こどもの生きる力を奪うことを知った主人公が、自身や他の当事者（震災で家族を失う、生き別れの状態の大人（当時こども）など）との関わりの中で、こどもが一人の人間として尊重され、こどもが安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組む物語とする。

## 3 ビデオで描きたい場面とポイント

- (1) 様々な理由で保護者と暮らせない、家族（親族）のないこどもが将来にわたり社会の偏見に苦悩する場面。
- (2) 社会的養護の現状や保護者のいないこどもの存在が身近に感じられないことが問題であることに気付く場面。
- (3) 虐待が取り返しのつかない、こどもが幸せに生き成長する権利を奪う行為でありこどもの人権を否定するもの、命に関わることがおきると認識する場面。
- (4) 違う意見を知る大切さ、視野を広げ、阪神・淡路大震災で被災したこどものその後や相談先について認識する場面。
- (5) こどもの貧困対策も踏まえ自己責任ではなく、成長する権利を守ることは、社会全体で受け止めて取り組むべき課題である認識の下、国、地方公共団体、民間企業、団体等の連携・協働により社会の理解を促進、実際に支援をしている事例を知る場面。
- (6) (2)～(5)により、こどもが安心して暮らせる社会の実現をめざして、それぞれが行動に移す場面。

- (7) 全体を通して視聴後に希望が持てる結末とするが、安易に解決するような展開は控える。
- (8) オープンエンド的な手法を取り入れるなど表現方法を工夫し、知識理解に留まらず感性に訴える内容とする。
- (9) 各種研修会等で活用される観点から、限られた人だけでなく、できるだけ多くの人が関心を持って見ることができる内容とする。

#### 4 企画・制作

兵庫県、公益財団法人兵庫県人権啓発協会

#### 5 企画協力

兵庫県教育委員会

#### 6 活用方法

地域・職場・学校・PTA等、県民に広く利用されるよう、人権にかかわる学習会や研修会等での学習教材として活用する。

#### 7 規格・制作本数・制作期限・販売

(1) 規格 DVD 概ね30～40分(字幕、副音声の選択ができるようにする)

(2) 納品物 ①USBメモリ(下記のデータを収録すること)

A 原版(MOV形式)

a)字幕なし・副音声なし

b)字幕あり・副音声あり

B 本編(MP4形式)

a)字幕なし・副音声なし

b)字幕あり・副音声なし

c)字幕なし・副音声あり

d)字幕あり・副音声あり

C 予告編(MP4形式/字幕なし・副音声なし)

②DVD 75本 ※ただし、別途販売用としてDVDを製作する。

③チラシ 3,000枚、原稿データ

(3) 制作期限 令和6年10月末日

(4) 販売 販売目標本数は350本以上

※販売開始から3年以内に達成することとし、協会が指定する日までに目標本数に達しない場合は、販売方法等について協議のうえ協会が決定し、その指示に従うこと。コンペ時には、必ず受託者資格、販売促進体制及び販売先等の販売計画を具体的に示すこと。

#### 8 製作費

11,000千円(税込み)

#### 9 その他

(1) 受託業者は、ビデオ(DVD)及び作品予告編(30秒程度)を製作し協会へ納めること。なお、作品予告編は自社のWeb上で公開すること。

- (2) 再委託の禁止  
本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を協会に提出し、協会の書面による承認を得た場合は、協会が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託業者は協会に対し全ての責任を負うものとする。
- (3) 質疑については、メール又はFAXにより問い合わせること。前記以外の方法による質疑は受け付けない。また、問い合わせは 3月19日（火）17:00までとする。
- (4) 提出書類については返却しない。
- (5) コンペにかかる費用については提案者の負担とすること。
- (6) 提出された他社のシナリオ概要から、制作するビデオに引用しないこと。
- (7) 委託業者の提案した企画書に基づきビデオを制作するものとするが、必ずしも提案どおり実施されるとは限らず、必要に応じて協会が変更できるものとする。
- (8) 完成作品及び作品予告編の著作権は、協会に属するものとする。
- (9) 主演者等に「ひょうご人権ジャーナルきずな」での取材や、人権に関するラジオ番組等への出演を依頼した場合、出演調整を行うこと。
- (10) 作成された動画を、オンライン研修で使用する場合、協会と協議した上で許可すること。
- (11) 本仕様書について相違が生じた場合は別途協議のうえ決定すること。  
また、本仕様書に記載されていない事項については必要に応じて協議のうえ協会が決定する。

## 10 参考資料

- (1) 今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等  
～こども大綱の策定に向けて～（答申）令和5年12月1日こども家庭審議会  
(<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou/toushin/>)  
令和5年4月1日、こども基本法が施行された。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的としている。
- (2) 資料集「社会的養育の推進に向けて」令和5年11月 こども家庭庁  
(<https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo/>)  
社会的養育の現状（児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移）

○ 令和3年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%)	24,444(23.7%)	1,521(1.5%)	48,700(47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925(26.0%)	25,842(21.1%)	1,622(1.3%)	63,186(51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223(24.8%)	26,821(20.0%)	1,537(1.1%)	72,197(54.0%)	133,778(100.0%)
平成30年度	40,238(25.2%)	29,479(18.4%)	1,730(1.1%)	88,391(55.3%)	159,838(100.0%)
令和元年度	49,240(25.4%)	33,346(17.2%)	2,077(1.1%)	109,118(56.3%)	193,780(100.0%)
令和2年度	50,035(24.4%)	31,430(15.3%)	2,245(1.1%)	121,334(59.2%)	205,044(100.0%)
令和3年度	49,241(23.7%) (▲794)	31,448(15.1%) (+18)	2,247(1.1%) (+2)	124,724(60.1%) (+3,390)	207,660(100.0%) (+2,616)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。  
 ※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

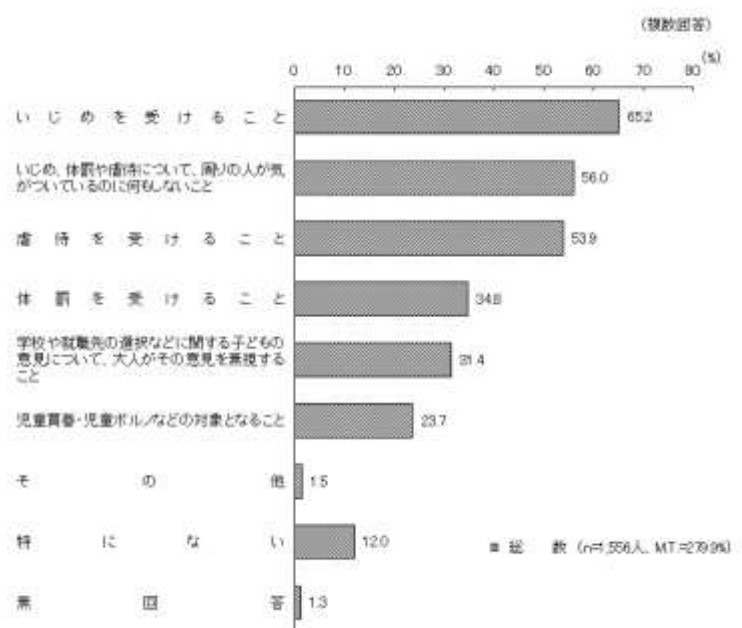
(3) 「人権擁護に関する世論調査」の概要（内閣府R4.11）

(<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/2.html#midashi8>)

子どもに関する人権問題

子どもに関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことか聞いたところ、「いじめを受けること」を挙げた者の割合が65.2%と最も高く、以下、「いじめ、体罰や虐待について、周りの人が気がついていないのに何もしないこと」(56.0%)、「虐待を受けること」(53.9%)、「体罰を受けること」(34.8%)、「学校や就職先の選択などに関する子どもの意見について、大人がその意見を無視すること」(31.4%)などの順となっている。なお、「特になし」と答えた者の割合が12.0%となっている。(複数回答の質問、選択肢の上位5項目まで掲載)都市規模別に見ると、「虐待を受けること」、「体罰を受けること」、「学校や就職先の選択などに関する子どもの意見について、大人がその意見を無視すること」を挙げた者の割合は大都市で高くなっている。性別に見ると、「いじめを受けること」、「いじめ、体罰や虐待について、周りの人が気がついていないのに何もしないこと」、「虐待を受けること」、「体罰を受けること」、「学校や就職先の選択などに関する子どもの意見について、大人がその意見を無視すること」を挙げた者の割合は女性で高くなっている。年齢別に見ると、「いじめを受けること」、「虐待を受けること」を挙げた者の割合は18～29歳、40歳代で、「いじめ、体罰や虐待について、周りの人が気がついていないのに何もしないこと」を挙げた者の割合は18～29歳で、「体罰を受けること」を挙げ

図8 子どもに関する人権問題

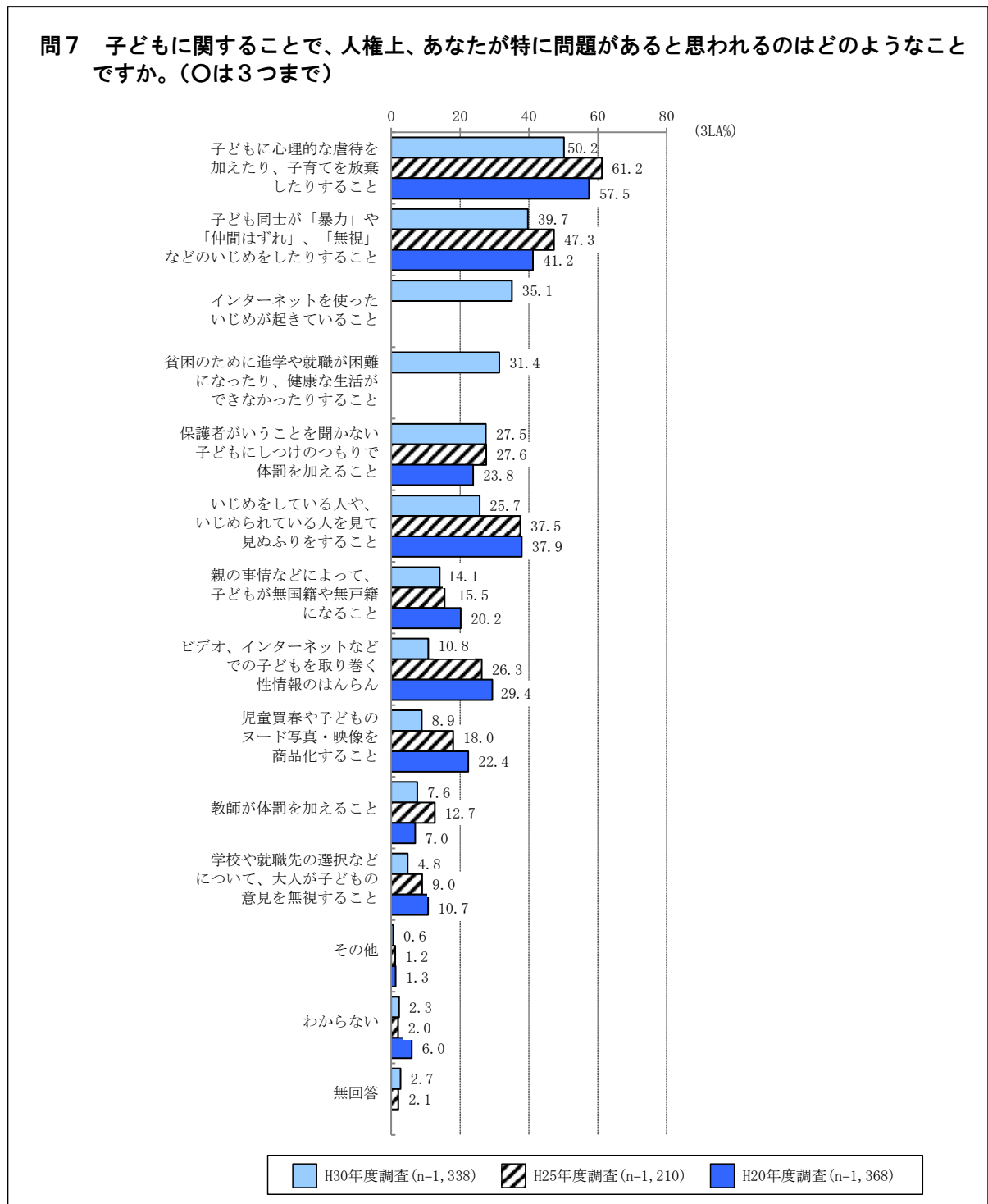


た者の割合は18～29歳、30歳代で、「学校や就職先の選択などに関する子どもの意見について、大人がその意見を見無視すること」を挙げた者の割合は18～29歳から40歳代で、それぞれ高くなっている。

(4) 人権に関する県民意識調査 兵庫県 令和5年度

2 子どもの人権について

平成25年度調査同様、「子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄したりすること」が最も高く、「子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをしたりすること」が続く。



(5) 兵庫県社会的養育推進計画 令和2年3月 兵庫県

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf12/documents/0206honbun.pdf>)

児童養護施設退所者の実態について

児童養護施設退所者を対象とした実態調査では、施設退所後にまず困ったこととして、「孤立感、孤独感」(35.71%)、「身近な相談相手・相談窓口(がないこと)」(27.38%)、「職場での人間関係」(22.62%)が上位を占めている。

また、望ましい支援としては、「生活相談、仕事相談、対人関係の相談等、相談全般の窓口」55.95%、「施設等からの精神的な支援」34.52%、「就職や進学への経済的支援」30.95%となっており、人とのつながりや、精神的なことを含めた身近な相談窓口を望む声が多い。さらに、進学した者28名のうち、中途退学した者が6名(21.43%)おり、その理由としては、「心身のストレス、病気」3名、「アルバイト等との両立ができなかった」3名、「学生間、教師等との人間関係」2名と続き、進学後の生活を支えるには、相談相手などの精神的支援と、奨学金等の経済的支援が重要である。

【参考】平成26年度児童養護施設退所者実態調査報告書(兵庫県児童養護連絡協議会)

① 施設退所後に「まず困ったこと」(複数回答可)(対象84名)

①孤立感、孤独感	30名	35.71%
②身近な相談相手・相談窓口	23名	27.38%
③職場での人間関係	19名	22.62%
④金銭管理	18名	21.43%
⑤健康保険や年金等の加入の仕方	18名	21.43%
⑥住民票や戸籍の手続き	16名	19.05%
⑦電気、ガス、水道、電話等の契約に関する手続き	16名	19.05%
⑧生活費	14名	16.67%
⑨炊事	14名	16.67%
⑩保健医療の知識、病院の利用の仕方	13名	15.48%
⑪大家さんや近隣等との人間関係	9名	10.71%
⑫住居の探し方や契約の仕方	7名	8.33%
⑬その他	8名	9.52%
無回答	15名	17.86%

②施設退所前後にはどのような支援が望ましいか(複数回答可)(対象84名)

①生活相談、仕事相談、対人関係の相談等、相談全般の窓口	47名	55.95%
②施設等からの精神的な支援	29名	34.52%
③就職や進学への経済的支援	26名	30.95%
④食事等生活全般の支援	14名	16.67%
⑤その他	4名	4.76%
無回答	4名	4.76%

③進学した学校に現在も在籍(あるいは卒業)しているか(対象28名)

①続けて在籍		②卒業した		③中途退学した	
12名	42.86%	10名	35.71%	6名	21.43%

中退理由(主なものを2つまで)(対象6名)

①心身のストレス、病気	3名	50%
②アルバイト等との両立ができなかった	3名	50%
③学生間、教師等との人間関係	2名	33.33%
④学科などの内容やレベルが合わなかった	1名	16.67%
⑤学費等の負担が大きかった	1名	16.67%
無回答	1名	16.67%

- (6) 子どもとその保護者、家庭をとりまく環境に対する支援の実態等に関する調査研究報告書 令和4年3月 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000942055.pdf>)
- (7) ひょうご人権ジャーナル「きずな」 令和5年5・6月号  
「里親家庭で育つ子どもが特別視されない日本へ」  
(<https://www.hyogo-jinken.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/c89b092729afc3de0bbe6ea8a5a431d0-1.pdf>)
- (8) 止まった家族の時間がやっと動き始める「1・17のつどい」  
遺族代表、鈴木佑一さん 令和6年1月17日 神戸新聞NEXT  
(<https://www.kobe-np.co.jp/news/society/202401/0017232458.shtml>)
- (9) 養護施設、妹と生き別れ 虐待逃れた先、連絡とれず30年 48歳  
「人手なくケア不足」 毎日新聞 令和6年8月22日 大阪朝刊 有料記事  
(<https://mainichi.jp/articles/20220822/ddn/041/040/013000c>)

## 11 人権に関する資料

- (1) 人権の擁護（法務省. 令和5年9月発行）  
(<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken25.html>)
- (2) 人権啓発テキスト（兵庫県. 令和2年）  
(<http://www.hyogo-jinken.or.jp/app-def/wordpress/wp-content/uploads/2020/04/tekisuto2020.pdf>)
- (3) 兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針 改訂版. 平成28年3月）  
(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/documents/h28shishin.pdf>)

### 2 人権尊重の理念

すべての人間が、人間の尊厳に基づいて、生まれながらにして持っている侵すことのできない固有の権利である人権は、社会を構成する人々が平等な個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であって、すべての人に平等に保障されなければならないものです。

日本国憲法においても、人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされ（11条、97条）、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利については、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする（13条）とともに、法の下での平等が保障され、政治的、経済的、社会的関係において差別されない（14条）とし、様々な個別、具体的人権が憲法で保障されています。そして、国際人権条約によって、確認・強化されています。

これらの人権については、国や地方公共団体等公権力との関係においてはもちろん、国民相互の間においても尊重されるべきものです。

一人ひとりが、自らの人権を主張し行使するに当たって、自分の人権のみならず他の人の人権についても正しい理解を持ち、自らの権利の行使に伴う責任を自覚することにより、他の人の人権との共存を図っていくことが重要です。

さらに、そのことが、日常生活の中で自然に態度や行動にあらわれるようになることが大切です。

## 12 相談窓口等

- (1) 人権問題に関する相談  
ア 法務省「みんなの人権110番」電話番号：0570-003-110  
受付時間：平日8:30～17:15  
イ 法務省「子どもの人権110番」電話番号：0120-007-110



- ウ 神戸地方法務局人権擁護課 受付時間：平日 8：30～17：15  
電話番号：078-392-1821
- エ (公財) 兵庫県人権啓発協会 受付時間：平日 8：30～17：15  
電話番号：078-891-7877  
受付時間：平日 9：00～17：00

(2) 子ども・青少年

- ア 児童虐待防止 24 時間ホットライン 電話番号:189
- イ 県が所管する各地域のこども家庭センター (児童相談所)  
[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf22/hw30\\_000000001.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf22/hw30_000000001.html)
- ウ 神戸市こども家庭センター (児童相談所)  
<https://www.city.kobe.lg.jp/a46945/kosodate/sodan/center/index.html>
- エ 明石こどもセンター (児童相談所)  
<https://www.city.akashi.lg.jp/kodomo/kodomo-c/index.html>
- オ 県立子どもの館 子育て電話相談 <https://kodomonoyakata.jp/>
- カ ひょうごっ子悩み相談センター  
<http://www.hyogo-c.ed.jp/kenshusho/cn44/pg288.html>  
電話番号：0120-0-78310 (毎日 24 時間)
- キ 親子のための相談 LINE  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf12/oyakonotamenosoudannline.html>

13 ビデオ制作状況及び作品予告動画等

昭和55年度～平成8年度	同和問題
平成9年度「ふれあい家族」	地域社会 (震災に学ぶ助け合い・支え合い)
平成10年度「こころの架け橋」	親子問題
平成11年度「今光っていたい」	家族・地域社会
平成12年度「街かどから」	地域社会 (世代・国籍を超えた豊かな人間関係)
平成13年度「ま・さ・か わたしが」	情報社会における人権 (個人情報、情報機器等)
平成14年度「新しい風」	女性・子どもの人権 (DV、児童虐待)
平成15年度「もう一度あの浜辺へ」	高齢者の人権 (高齢者虐待)
平成16年度「壁のないまち」	障害のある人の人権 (ユニバーサル社会の実現)
平成17年度「私の好きなまち」	同和問題 (差別のない共生社会づくり)
平成18年度「夕映えのみち」	インターネット社会における人権
平成19年度「こころに咲く花」	いじめと人権 (パワーハラスメント、子どものいじめ)
平成20年度「親愛なる、あなたへ」	地域と人権 (高齢者、子ども、まちづくり)
平成21年度「あの空の向こうに」	ケータイ・ネット社会と人権 (コミュニケーション、家族)
平成22年度「クリームパン」	いのちと人権 (児童虐待、自殺、震災)
平成23年度「桃香の自由帳」	共生社会と人権 (子育て、高齢者、いじめ)
平成24年度「ほんとの空」	意識と人権 (風評被害、いじめ、同和問題、外国人)

平成25年度「ヒーロー」	無縁社会と家族（家庭や地域でのつながり）
平成26年度「あなたに伝えたいこと」	インターネット時代における同和問題
平成27年度「ここから歩き始める」	高齢者の人権（認知症をともに生きる）
平成28年度「風の匂い」	障害のある人の人権（知的障害者）
平成29年度「あした 咲く」	女性の人権
平成30年度「君が、いるから」	子ども・若者の人権
令和元年度「サラマット ～あなたの言葉で～」	SNS時代における外国人の人権
令和2年度「カンパニュラの夢」	超高齢化社会とひきこもり（8050問題）
令和3年度「夕焼け」	ケアラー
令和4年度「バースデイ」	性的少数者
令和5年度「大切なひと」	ネット社会における部落差別と人権

(1) 過去作品紹介（活用ガイド付）

([https://www.hyogo-jinken.or.jp/archives/videonew\\_cat/hyogo](https://www.hyogo-jinken.or.jp/archives/videonew_cat/hyogo))

(2) R5 作品予告動画

([https://www.toei.co.jp/edu/lineup/human/1233222\\_2438.html](https://www.toei.co.jp/edu/lineup/human/1233222_2438.html))